

# 自然災害に対する事業継続計画（BCP）と安全配慮義務の概要と関係性

Overview and relationship between business continuity plan (BCP) and duty of care for safety for natural disasters

数土 武一郎<sup>1</sup>, 清原 康介<sup>2</sup>

<sup>1</sup>大妻女子大学人間生活文化研究所, <sup>2</sup>大妻女子大学家政学部食物学科公衆衛生学研究室

Takeichiro Sudo<sup>1</sup>, Kosuke Kiyohara<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Institute of Human Culture Studies, Otsuma Women's University

<sup>2</sup>Department of Food Science, Faculty of Home Economics, Otsuma Women's University  
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：自然災害, 事業継続計画, 安全配慮義務

Key words : Natural disasters, Business continuity plan (BPC), Duty of care for safety

## 抄録

本稿では、自然災害時における事業継続計画（BCP）と安全配慮義務の関連性に焦点を当て、関連法令の体系的な整理を行い、BCPの策定と運用の重要性を論じる。また、安全配慮義務に関する判例を分析し、災害時の安全配慮義務の履行について詳述する。BCPの策定においては、内閣府の「事業継続ガイドライン」を基にした標準的なアプローチを基にしつつ、各企業が独自の業務内容や特性を考慮して法令と照らし合わせることが重要である。本稿が、企業がBCPを策定し運用する際の基礎資料として利用され、また災害時の安全配慮義務の履行に関する理解を深めるための指針として役立つことを期待する。

## 1. はじめに

企業は様々な脅威に対処し、リスクを最小限にするために事業継続計画（Business Continuity Plan: BCP）を策定し、運用している。2011年に発生した東日本大震災以降、自然災害時や事前の準備段階における企業の法的義務に関して、さまざまな判例が示されてきた。そのうち、法令違反に問われたケースの多くが安全配慮義務に係るものである。これらの判例は、企業が不法行為を避けるために適切な措置を講じる必要があることを示しているが、企業にとって厳しい判断であることが伺える。そのため、非常時の事業継続と安全配慮義務の履行において、BCPに関連する法令を理解することは、企業のリスク管理と人員の安全を確保する上で重要である。

そこで本稿では、企業が自然災害に備えたBCPを策定し、運用する上での基礎資料とするべく、災害発生時に求められる安全配慮義務の履行に関する法令を系統的に整理した。標準的BCPガイドラインとして、内閣府の「事業継続ガイドライン-

あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」<sup>[1]</sup>を用いた。また、安全配慮義務に関する法的側面の資料として、関連法令、自然災害に関連する裁判例<sup>[2-9]</sup>、「災害復興法学II」<sup>[10]</sup>、「不法行為法」<sup>[11]</sup>、「債権総論」<sup>[12]</sup>を用いた。まず、これらの文献を基に、BCPガイドラインと安全配慮義務に関する情報を整理し、概要を紹介する。また、安全配慮義務に関する8件の判例を分析し、自然災害に関わる安全配慮義務の構成要素を明確にする。最後に、BCPと安全配慮義務の関係性について詳説する。

## 2. BCPガイドラインと安全配慮義務の概要

### 2.1. BCPガイドラインの概要

#### (1) BCPの定義・目的

内閣府が策定した「事業継続ガイドライン-あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」<sup>[1]</sup>では、BCPを「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態

が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」と定義している。

BCPの目的は、自然災害等の非常時に、企業が事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業を継続あるいは早期復旧できる計画を立てておくことである。導入効果を得るためには、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくこと等がBCPに策定されている。

## (2) BCPガイドラインの沿革

日本国内におけるBCPガイドラインは、2005年3月に経済産業省から「事業継続計画策定ガイドライン」<sup>[13]</sup>が発行されたのが最初である。当ガイドラインは、事業継続のリスクをコンピュータ関係に絞っているのが特徴である。その後、2005年8月に内閣府より「事業継続ガイドライン 第一版」<sup>[14]</sup>が発行された。このガイドラインは、自然災害等を中心に防災対策を主軸としていることが特徴である。2006年には中小企業庁より「中小企業BCP策定運用指針」が発行された<sup>[15]</sup>。当指針は、中小企業へのBCPの普及を促進することを目的としている。

## (3) BCPガイドラインの構成要素

標準的ガイドラインである内閣府の「事業継続ガイドライン-あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応-」<sup>[1]</sup>によると、BCPガイドラインの構成要素は以下のとおりである。

1. 基本方針
2. 想定リスク選定
3. 影響度評価・リスク評価
4. 被害想定
5. 重要業務・重要要素・ボトルネック
6. 標設定
7. 組織体制・指揮命令系統
8. 業務拠点に関する戦略・対策
9. 非常時マニュアル

10. サプライチェーン
11. 要員確保
12. 中枢機能の維持
13. 情報システムの維持
14. 対外情報発信・情報共有
15. 早期復旧・供給継続
16. 法規制対応
17. 地域協調・地域貢献
18. 生命の安全確保
19. 設備の被害低減
20. 二次被害防止
21. 備蓄・対応機材
22. 教育訓練
23. 点検・是正措置
24. 経営層による見直し・BCP導入

なお、ここでは内閣府のBCPガイドラインから構成要素を抽出したが、上述した経済産業省及び中小企業庁のBCPガイドラインにおいても構成要素はほぼ同等である。

## 2.2. 安全配慮義務の概要

### (1) 安全配慮義務とは

安全配慮義務とは、法律上、安全を配慮すべき相手方に対して負われる義務である。最高裁判所の判例では、「ある法律関係に基づき特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、その法律関係の付随義務として、当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務」と定義されており、これは官民を問わず適用される（最高裁昭和50年2月25日判決）。安全配慮義務は、民法上に明文の規定はないものの、判例法理によって認められてきた。しかし、2008年の労働契約法改正により、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする（労働契約法5条）」と明文化され、労使間の労働契約上の安全配慮義務が法律上明確にされた。

以上のことから、事業の遂行や施設の管理において事故が発生した場合、事業者や所有者が責任を負うことがある。広義において、企業が安全配慮義務に関して問われる民法上の主な関連法令は以下の3つがある。

- ・ 不法行為責任：「故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害し

た者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(民法 709 条)」

・・・主に、建物をたまたま利用していた一般客や交通事故のように直接の契約関係にない当事者間で成立する。

- ・ 工作物責任：「土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。(民法 717 条)」

・・・建物等に瑕疵(通常有すべき安全性を備えていないこと)があり、他人に損害が生じた場合には、その瑕疵と事故による損害との間に因果関係が認められれば、建物所有者・占有者は当該損害を賠償すべき責任を負う。

- ・ 債務不履行責任：「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるときは、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。(民法 415 条)」

・・・一定の契約関係にある者(たとえば賃貸借関係にあるテナントや雇用関係にある労働者、契約に基づいてサービスの提供を受けている者など)との関係で被害が生じた場合には、当事者間の契約関係上負っている安全配慮義務に違反したと言え、その義務違反と損害との間に因果関係が認められれば当該損害を賠償すべき責任を負う。

## (2) 安全配慮義務と労働安全衛生法

上記以外に、労使間の安全配慮義務においては労働安全衛生法と関係がある。労働安全衛生法はあくまで労働者の安全及び衛生に関して守るべき最低限の法律基準であり、災害時においても企業は労働災害発生の危険について安全配慮義務を負

う関係にある。そのため、労働基準法及び労働安全衛生法を順守するだけでは、安全配慮義務違反を免れるわけではないので注意が必要である。

## (3) 安全配慮義務の構成要件

上記のように、安全配慮義務は契約債務の一つであり、安全配慮義務違反をした場合、債務不履行に関する損害賠償責任を負う。安全配慮義務違反による損害賠償責任が生じるための要点として、故意・過失の有無が重要である。過失の判断基準は、予見義務および結果回避義務を果たしていたか否かである。予見義務とは、予見可能性がある事象について予見をする注意義務である。結果回避義務とは、予見に基づいて回避可能性がある危険な事象を回避する義務である。なすべき義務の程度(どこまで配慮すべきか)については、当事者間の法的関係(教師と児童、経営者と社員など)や事象の内容等によって変化する。

## 3. BCP と安全配慮義務

### 3.1. 自然災害時の安全配慮義務

安全配慮義務は、自然災害等の非常時においても免責されることはない。例えば、東日本大震災における七十七銀行女川支店津波被災事件<sup>[2]</sup>においては、「本件被災行員ら3名が使用者または上司の指示に従って遂行する業務を管理するにあたり、その生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務を負っていた」との判例が示されている。

そこで、企業が災害時においても安全配慮義務違反がなかったと裁判で判断されるための要件について検討するべく、安全配慮義務違反の成立要件を整理する。労使間の安全配慮義務については、労働契約法第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とされているが、これ以外は一般的には明文化されておらず、過去の判例によりその判断がなされている。安全配慮義務が確立した昭和50年の「陸上自衛隊事件」では、「安全配慮義務はある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係にある当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して法令上負う義務である」としている。これらを踏まえると、当事者間に法律的な関係が

あり（労働契約、生徒を保護する注意義務等）、付随義務としての安全配慮を怠った場合に、安全配慮義務違反が問われることになる。安全配慮を怠る状態とは、故意・過失があった場合である。

以上から、安全配慮義務違反がないと裁判で判断されるためには、①当事者間に法律的な関係がないこと、②過失がないこと（予見義務および結果回避義務を果たしていること）が必須である。

安全配慮義務違反がなかったとされた判例として、東日本大震災発生後、勤務先の支店屋上に避難して津波に流された行員ら3名の遺族が銀行に対して安全配慮義務違反を理由として損害賠償を請求した裁判において、請求が棄却された事例<sup>[2]</sup>がある。裁判所が安全配慮義務違反を認めなかった理由として、銀行が自然災害に対してその危険を十分に予見し、様々な対策を講じていたことを挙げている。その内容は、「災害対応プランの策定」、「防災体制の確認や通信機器（衛星電話）の訓練の実施」、「安否確認システムの導入や訓練の実施」、「津波時の高台への避難訓練」、「行内紙や朝礼等での積極的な防災啓発活動」といったものである。また、被災当日の銀行管理職の行動（避難場所の指示選定・避難の再変更）についても、回避可能性が少なかったとして、結果回避義務に問題はなかったとしている。このように予見義務および結果回避義務を果たしていることは重要な争点となる。

その他、安全配慮義務に関する裁判事例をいくつか紹介する。

#### (1) 日和幼稚園バス津波被災事件<sup>[8]</sup>

高台に位置する日和幼稚園から地震後、海沿いのルートで送迎バスを運行し園児を帰宅させようとした結果、津波被災により園児が死亡した事例である。地震後の情報収集義務が主な争点となり、震度6の大地震を体感していた以上、ラジオや防災無線で情報を収集すべき義務があるとされ、その義務を怠ったことが送迎バスの被災と因果関係があるとして園長の責任が問われた。

#### (2) 常磐山元自動車学校津波被災事件<sup>[3]</sup>

自動車教習所から徒歩または送迎バスで帰宅中の教習生が津波被災で死亡した事例である。教習所の具体的な立地等から津波対応のマニュアルを作成する義務があったとは言えないが、被災当日の通信状況等から、教習所にさらなる情報収集義務

があったとはいえない。消防車による避難情報が入った時点で、予見可能性があった。裁判所は、この時点で各自の帰宅やバスによる送迎ではなく、教習所として教習生を避難場所へ移動させるべきであったと判断し、結果回避可能性があったと認定した。

#### (3) 釜石市鶴住居地区防災センター津波被災事件<sup>[9]</sup>

防災センターの名を冠しているが、一次避難所に指定されていない施設に避難した住民が津波被災により死亡した事例である。市が「センターが一次避難所である」との誤解を市民に与えたとの認定はできず、「センターは避難すべき場所ではない」と周知する義務があったとはいえない。防災無線で津波の状況を把握した時点で、一次避難所である神社まで移動することは困難であり、避難誘導の義務があったとはいえないとされた。

### 3.2. 安全配慮義務に関する判例とその争点

次に、災害における企業の安全配慮義務違反が争点になった裁判のうち、先述の事例も含めた8判例の争点について整理し、表1に示した。また、各判例の争点をキーワードごとに集計した結果を表2に示した。争点として最も多かったのは、①事前マニュアルや設備の準備であり、②被災後の適切な指示、③情報収集義務、④訓練教育の実施義務、⑤個別事情に応じた注意義務、⑥労働基準法・労働安全衛生法の遵守、⑦債務不履行責任全般、⑧一般不法行為責任全般、⑨工作物責任、⑩安全に配慮した施設設計・保全義務、と続いた。

以上から、これらの争点に関連する事項について、自社の実情にあった対策を講じ、それをBCP等の規定や手順に定め、必要に応じて訓練をする等の対策を講ずる事が肝要である。

## 4. 結語

本稿では、企業における自然災害に対する事業継続計画（BCP）の作成と運用において、災害時に求められる安全配慮義務の履行に焦点を当て、関連法令を整理した。本稿が、企業におけるBCP作成の基礎資料として役立つことを期待している。各企業におけるBCPの作成に際しては、ガイドラインに基づいて行われることが推察される。しかし、個々の企業が自身の業務内容や特性を考慮し、

表 1. 自然災害における安全配慮義務にかかる判例の争点

事件名	争点となった安全配慮義務			
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意義務
1 七十七銀行女 川支店津波被 災事件 <sup>[2]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
2 常磐山元自動 車学校津波被 災事件 <sup>[3]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
3 大川小学校津 波被災事件 <sup>[4]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
4 奥大山スキー 場雪崩被災事 件 <sup>[5]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
5 釜石市鶴住居 地区防災セン ター津波被災 事件 <sup>[6]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
6 除草作業河川 被災事件 <sup>[7]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
7 日和幼稚園バ ス津波被災事 件 <sup>[8]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務
8 新岩手農協合 津波被災事件 <sup>[9]</sup>	工作物責任	安全に配慮した施設 設計保全義務	被災後の適切な指示	管理者不在時の対応
	債務不履行責任	安全管理者専任の際 の配慮義務	事前のマニュアルや 設備の準備	労基法・安全衛生法 の遵守
	一般不法行為責任	情報収集義務	訓練・教育等実施義務	個別事情による注意 義務

表 2. 自然災害における安全配慮義務にかかる判例の争点の集計

安全配慮義務の争点	判例における該当数
事前のマニュアルや設備の準備	8
被災後の適切な指示	7
情報収集義務	6
訓練・教育等実施義務	5
個別事情による注意義務	5
労基法・安全衛生法の遵守（労働契約法含む）	4
債務不履行責任	3
一般不法行為責任	2
工作物責任	1
安全に配慮した施設設計保全義務	1
管理者不在時の対応	1
安全管理者専任の際の配慮義務	0

関連法令と照らし合わせてBCPを策定することの重要性が確認された。さらに、裁判で争点となった安全配慮義務の要点を理解し、負うべき義務の範囲やレベルを把握し、適切な対策を講じることで、災害時にも安全配慮義務を果たすことが可能であると考えられる。

### 引用文献

- [1] 内閣府. “事業継続ガイドライン - あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応 -”. <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyous/pdf/guideline202104.pdf>, (参照 2024-2-15).
- [2] 七十七銀行女川支店津波被災事件. 平 24 (ワ) 1118 号, 仙台地方裁判所, 2015.
- [3] 常磐山元自動車学校津波被災事件. 平 23 (ワ) 1589 号・平 23 (ワ) 1935 号・平 24 (ワ) 504 号, 仙台地方裁判所, 2015.
- [4] 大川小学校津波被災事件. 平 28 (ネ) 381 号, 仙台高等裁判所, 2018.
- [5] 奥大山スキー場雪崩被災事件. 平 24 (ワ) 76 号・平 24 (ワ) 86 号, 松江地方裁判所, 2014.
- [6] 釜石市鶴住居地区防災センター津波被災事件. 平 26 (ワ) 191 号・平 26 (ワ) 192 号, 盛岡地方裁判所, 2017.
- [7] 除草作業河川被災事件. 平 20 (ワ) 2348 号, 京都地方裁判所, 2009.
- [8] 日和幼稚園バス津波被災事件. 平 23 (ワ) 1274 号, 仙台地方裁判所, 2013.
- [9] 新岩手農協合津波被災事件. LEX/DB 文献番号 25542313, 仙台高等裁判所, 206.
- [10] 岡本正. 災害復興法学II. 慶応義塾大学出版会, 2018. p.197-217.
- [11] 窪田充見. 不法行為法第 2 版. 有斐閣, 2021. p.25-253.
- [12] 松井宏興. 債権総論第 2 版. 有斐閣, 2021. p.65-95.
- [13] 経済産業省（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会）. “事業継続計画策定ガイドライン”. 経済産業省, 2005. p.1-11.
- [14] 内閣府（中央防災会議）. “事業継続ガイドライン第一版－わが国企業の減災と災害対応の向上のために－”. 内閣府, 2005, p.1-22 [https://www.bousai.go.jp/kyoiku/jigyouseizoku/jigyouseizoku/5th/pdf/handout\\_1-1.pdf](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/jigyouseizoku/jigyouseizoku/5th/pdf/handout_1-1.pdf), (参照 2024-4-1).
- [15] 中小企業庁. “中小企業 BCP 策定運用指針”. 中小企業庁, 2006, p.1-20. [https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/bcpgl\\_download.html](https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/bcpgl_download.html), (参照 2024-4-1).

---

**Abstract**

---

Focusing on the relationship between Business Continuity Planning (BCP) and the duty of care for safety in the event of a natural disaster, we systematically reviewed related laws and regulations, and discuss the importance of BCP formulation and operation. We also analyzed judicial precedents concerning the duty of safety considerations and elaborate on fulfilling this duty in disaster situations. It is crucial for companies to tailor their BCPs to unique business operations and characteristics, aligning with the "Business Continuity Guidelines" issued by the Cabinet Office. We hope this report serves as a fundamental reference for companies formulating and operating their BCPs, and as a guideline for understanding the duty of safety considerations during disasters.

---

(受付日：2024年2月21日，受理日：2024年8月24日)

**数土 武一郎 (すど たけいちろう)**

現在：大妻女子大学人間生活文化研究所研究員・同仁医薬化工株式会社相談役

## プロフィール

東海大学法学部卒業・長岡技術科学大学大学院技術経営研究科システム安全専攻修了。

企業における労働安全、自然災害に対する事業継続計画（BCP）に焦点をあてた研究を行っている。